

令和2年第1回市民福祉委員会会議録

令和2年3月4日
第2委員会室

開 会： 午前9時00分

委員 長 柘植 孝彦

副委員 長 西尾 努

2番委員 近藤 純二、3番委員 安藤 直実、4番委員 後藤 康司、5番委員 堀 誠

委員長 ; 定刻になりましたので、ただ今から、令和2年第1回市民福祉委員会を開会いたします。

ご承知のとおり、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席者の方及び傍聴室で傍聴される方には、マスクの着用等をお願いしている所でございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議は、去る2月26日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、はじめに市長さん、挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆様おはようございます。本日は早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

直近のお話しを少し申し上げます。昨日は、議員の皆様にも、新型コロナウイルスの恵那市の状況、それから、対策の状況についてご説明を申し上げまして、ありがとうございました。その後、夕方には経済団体、それから観光団体とも情報交換をさせていただきまして、わたくしのほうの認識としましては、ウイルス対策そのものも非常に大切ですが、これが長引くとですね、今度は経済に対する影響も非常に大きくなりそうだということが既に聞こえてきております。実際、昨日の経済団体の皆様からのお話では、物が動いてないということもありまして、中国からの部品が入って来ないと、こんなことも情報として入ってまいりました。

小中学校のほうも、休校がスタートしまして子どもの居場所づくりも動き始めたところでございます。

少し遡って申し上げますと、2月22日の土曜日、熊本で「全国発酵のまちづくりネ

ットワーク協議会」の総会がありまして、こちらのほうに私は日帰りでしたけども、参加させていただきまして、その協議会に加入するようになってまいりました。

これですね、発酵のまちづくりが意外に盛り上がってしまっていて、熊本は県として取り組んでいらっしゃるということで、熊本で一番大きいコンベンションセンターを貸し切って、何万人という規模でやる予定でしたけども、前日に熊本で感染者が出たということで急遽取り止めという事になったそうでございます。その協議会の中には、6県が入っていらっしゃるしまして、小泉先生も県の食のアドバイザーもやられているということもあって、非常に盛り上がっているということでございます。恵那市もここに参加させていただいて、発酵もひとつの食の大切な要素として、これから取り組んでまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。それでは本日、当初予算も含め、非常に多くの案件でございます。最後までどうぞ活発なご意見を賜りますように、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 ; ありがとうございます。続きまして副議長さん、挨拶をお願い申し上げます。

副議長 ; おはようございます。執行部の皆さんは、連日、新型コロナウイルス感染症対策ご苦労までございます。よろしく願いいたします。

今日は、21件の議案の審議でございます。新年度に向けての予算、議案もありますので、慎重に審議されるよう、よろしく願いします。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、口元にあることを確認してからマイクに向かって発言するようお願いをいたします。

委員長 ; はじめに、「議第6号 恵那市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。3番委員。

3番委員 ; おはようございます。お願いします。

住民基本台帳の改正によりということで、ちょっと馴染みのない、言葉というか、出てきましたので、それについてお尋ねします。

まず、除票ということですが、この除票について、どういうものなのかということをお教えいただきたいです。

委員長 ; 市民課長。

市民課長 ; はい。除票について申し上げます。除票というのは、住民票の除票と戸籍の附票の除票と2つあります。住民票の除票というのは、例えば転出したときとか、亡くなった方、そういった方が、除票として扱われます。

戸籍の附票の除票というのは、戸籍から除かれた方の附票のことを除票と言いますが、その附票というのは、要は住所の履歴が記載されているものでございます。

例えば、亡くなった方についても、戸籍の中で、死亡の履歴がつかますので、除票という扱いになります。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; これは今まで、こういうものを申請することができなかった、ということなのか、ちょっと私の理解が足りないかもしれませんが、それは、どれぐらいの方が申請されるのですか。

委員長 ; 市民課長。

市民課長 ; 今までもこの除票というのはありました。くくりとして、一つの住民票の中の、住民基本台帳の一部として、入ってございましたので、今回、その取り扱いが変わりました。

例えば、保存年限とか、そういうものが変わって、4つのものに分けたので、一つのものだったのが、4つになったという形になります。それで、除票につきましては、例えば、亡くなった後の死亡後の手続とか、そういった事に使われます。相続等で使っていただいていると思います。以上です。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 質問したことの答弁漏れ。

委員長 ; はい、いいですか。市民課長。

市民課長 ; どの位といいますと、数字のほうは分かりませんが、かなりの方が申請されます。はい、以上です。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第6号 恵那市手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第6号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第7号 恵那市印鑑条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。3番委員。

3番委員 ; これは印鑑登録ができない方の、文言訂正するということですが、改正前、現在は成年被後見人となっているのを、改正後は意思能力を有しないもの。この違いというのを教えてもらえませんか。

委員長 ; はい、市民課長。

市民課長 ; はい。今回の成年被後見人というふうに断定していたのが、その方を守るということもありまして、できないという形になっていましたが、その方の人権を守るために、そういう方でも、印鑑登録できますよ。ということで、代理人、要は後見人を携えて申請していただければ、できるということになりましたので、その辺の違いだと思います。以上です。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第7号 恵那市印鑑条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第7号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第8号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。3番委員。

3番委員 ; これは毎年、法律が改正する毎に出てきます。今回、高所得者の賦課限度額が、2万円上がるということで、現在は61万円ということです。

まず、高所得者層のこの方たちが、現在何世帯あるのかということと、その方たちの平均、収入とか所得、分かれば教えてください。

委員長 ; 保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。今回の基礎賦課額の限度額の引き上げ、これの基礎賦課額限度額、こちらのほうの対象者、今年度の当初の賦課のベースでいきますと、全体で6,732世帯の内の73世帯が対象となっております。

あと、介護納付分ですと、対象世帯が2,578世帯、その内の30世帯が限度額に到達している世帯になります。それと、どのような方々の所得が、その限度額に達するか、ということになります。

恵那市の世帯の大半を占めるのが、高齢の2人世帯ということでありますので、65歳以上の2人世帯を例にとりまして、試算をしてみました。

その結果、改正後の限度額によりますと、給与の収入でいきますと、1,092万円。そのうちの所得ですと872万円。これぐらいの所得を有する方々は、限度額に到達するという試算が出ております。以上でございます。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第8号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第8号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第9号 恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ; はい。全員協議会の時に説明がありまして、恵那市や中津川、瑞浪は、3月議会で議案提出しますということで、3年間延長措置をするという事ですが、多治見市については、この議案は上程しないという事で、理由は指導員が足りているというようなこ

とをお聞きしておりました。

今、こういった時期に、本当に学童保育の人たち、朝からやったださって、人員の体制のやりくりをしていただいていると思います。ですので、確保は大変な事ですし、今後も応援してあげないといけないと思うんですけど、多治見市については、もし情報があれば教えてもらいたいんですが。確保しなくてもいいと。何故、足りているのか。そのところが分かれば教えてください。

委員長 ; いいですか、答弁できますか。

恵那市の範囲内の話で、できるだけ答弁をしていただきたいですが。子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。恵那市につきましては、運営を父母会に委託するなどしております、そういう形でスタッフを集めておりますけども、多治見市につきましては、大手の業者であったりとか、そういうところに委託に出している部分もあるかと思っておりますので、そういったところで、支援員というものは足りているというふうに理解しております。以上です。

委員長 ; はい、よろしいですか。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第9号 恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第9号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第10号 恵那市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第10号 恵那市介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第10号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第22号 多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第22号 多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第22号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第23号 中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第23号 中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する

規約の変更について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第23号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第24号 瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第24号 瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第24号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第25号 恵那市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第25号 恵那市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第25号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第31号 令和元年度恵那市一般会計補正予算(第7号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

委員会における予算審議につきましては、「令和元年度3月補正予算、恵那市予算資料」を中心に行いますので、よろしくお願いをいたします。予算資料の5ページから13ページをお願いいたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。はい、2番委員。

2番委員 ; はい。予算資料の12ページで、高齢者福祉施設管理経費として、恵光園の施設管理委託料として、マイナス600万円ほどと、明日香苑のほうが、プラス100万円ほど、ちょっとこの辺の内容を教えてください。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; 恵光園とケアハウスにつきましては、予算上は、入所者の定員数で予算を計上させていただいております。そこから、入所者の措置相当額、費用徴収をいただいております。費用徴収額については、入所者さんの応能負担ということになっております。

現在、恵光園につきましては、50名定員に対し、40名前後で推移しているのが状況でございます。その精算ということで、補正額マイナス637万2,000円を計上させていただいております。ケアハウスにつきましては20名の定員で、ほぼ満床ですが、入所者さんの費用徴収額の応能負担の金額によって、今回、164万7,000円を補正するものです。以上でございます。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第31号 令和元年度恵那市一般会計補正予算(7号)(歳入歳出所管部分)」

は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第31号」は原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

委員長 ;次に、「議第32号 令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。予算資料の16ページ、17ページをお願いいたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

委員長 ;質疑ありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ;はい。16ページの県支出金の中の保険給付費等交付金について、説明のところに、保険者努力支援制度の増となっております。これが、156万円ですかね、この、金額について少し教えてください。まず、増額になった理由というのを教えてください。

委員長 ;はい、保険年金課長。

保険年金課長 ;はい。保険者努力支援制度交付金でございますが、こちらは年度当初、これは確定した数字として決まっているものではございませんでしたので、見込みという形での予算計上をさせていただいております。今年度、確定させていただいております。合計で1,719万8,000円となりました。それによって156万円の増というものにさせていただきます。

委員長 ;はい、3番委員。

3番委員 ;はい。保険者努力支援制度のことですが、去年の決算の時に、平成29年度については516点、これ点数です。これでは岐阜県の中でも上位でしたと。これ、そもそも努力すれば、交付金が貰えるということで、その努力についてはいろいろ説明もございました。これは、去年のことだと思うので、平成30年度については、どういったところを努力して、評価されたのか、ちょっと総括的なことですが、教えてください。

委員長 ;はい、保険年金課長。

保険年金課長 ;はい。保険者努力支援制度の内容について、ということでございます。この制度そのものは、医療費の適正化、あと、保健事業等に対する取り組みの達成度を評価されて、その点数で、それぞれの保険者に配分され、国庫補助金が交付されるというものでございますが、令和元年度の予算のものに対しては、前年度の評価点をもとに、算出されていきます。ですので、平成30年度の評価になるということになります。

平成30年度は恵那市でいきますと、合計点数は535点でございました。これ、県の平均の点数が530点でございます。ですので、平均より上回ったという状況ではございます。これの、具体的などんな評価を受けておるのかということになります。

特定健診の受診率、特定保健指導の実施率、こちらは、県の平均よりは高い状況でござ

ございます。こちらは評価されております。

あと、糖尿病等の重症化予防の取り組みの実施状況、または、後発医薬品の使用状況、保険料の収納率の向上、この辺りの点が評価をされて、点数となっておりますのでございます。以上でございます。

委員長 ; はい、他にありませんか
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
本件に対する討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。
「議第32号 令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」は、
原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第32号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第33号 令和元年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」を
議題といたします。予算資料の18ページ、19ページをお願いします。
本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
本件に対する討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。
「議第33号 令和元年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」は、原
案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第33号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第34号 令和元年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」
を議題といたします。予算資料の20ページ、21ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第34号 令和元年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、
原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第34号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第36号 令和元年度恵那市病院事業会計補正予算(第4号)」を議題といたします。予算資料の23ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第36号 令和元年度恵那市病院事業会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第36号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第37号 令和元年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。予算資料の24ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第37号 令和元年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第37号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; ここで、10分間の休憩とし、9時40分から再開をいたします。

（休憩 午前9時31分）

（再開 午前9時40分）

委員長 ; 休憩前に引き続き、会議を再開します。

委員長 ; 次に、「議第38号 令和2年度恵那市一般会計予算（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

当初予算の内容は大変広範囲でありますので、委員の皆様には事前に配布しておきました「質疑区切り表」に合わせて質疑をしていただくようご協力願います。

歳入から行います。予算資料の15ページから19ページの市税から市債についてご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 次に歳出に入ります。予算資料の27ページ、2款3項1目 戸籍住民基本台帳事務一般経費から旅券事務一般経費について、ご質疑はありませんか。1番委員。

1番委員 ; はい。27ページの、住民基本台帳ネットワークシステム経費の中の、説明では、個人番号カード関連事務が、増額の理由だという話でしたが、この関連事務の内容と、あと、現在のカードの交付数を教えてください。

委員長 ; はい、市民課長。

市民課長 ; お答えいたします。こちらのほうは、国が運営しています、カードを作成している、地方公共団体情報システム機構というところがございますけれども、そこへ支払う交付金でございます。交付金の振り分けにつきましては、国全体の755億円という、交付金がございますが、そちらを、人口割で割ったものでございます。

来年度につきましては、国のほうで、今推奨しているカードということでございますので、かなりの量も見込まれるということで、金額も多くなっているところでござい

ます。

恵那市につきましては、今のところ、5,353名、10.6%の交付率でございます。

ちなみに、国のほうは19%、県のほうは14.3%ということでございまして、こちらのほうは、2月23日末でお知らせしているところでございます。以上でございます。

委員長 ; 他にありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ; 今の、個人番号カードについてですが、私、実際に貰ってまして、窓口で見せてくださいと言われたときに、免許証若しくは個人番号カード、どっちでもいいかなと思うんですけど、以前ですね、免許証を見せてくださいと言われる。で、わたし個人番号カードあるので、こっちでだめですかって言ったら、どうしてもというか、免許証もお願いしますって言われるんですけど。両方見せる意味ってあるのかなと思って、何か、それぞれによって違うのか、どういうことでしょうかと。市民の方も、両方見せてと言われたってということもありまして、直接窓口は何でと。言いに行ったっていう話がありますが、ちょっと、その辺の疑問について教えてください。

委員長 ; 市民課長。

市民課長 ; はい。市役所のほうで、本人確認をするのに、免許証か、個人番号カードを見せていただきますが、両方見せてください。と言ったことはございません。どちらか一つということでございますので、免許証が無い方であれば、個人番号カードのほうを提示いただければいいと思います。

それで、情報を見せてくださいというか、通知カードではっていうところも、実はまだ民間ではございまして、例えば銀行なんかですと、まだ少し個人番号カードのほうは、認識されていませんので、まず免許証っていうふうに言われるところが多いとは聞いております。以上です。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 多分そういった、周知徹底みたいなところはこれからされると思うんですけど、やっぱり窓口の所では、きちっと対応していただきたいと思います。

そういった、質問が直接あった場合には、課長さんなりが対応していただきたいな。ということがございましたので、意見です。

委員長 ; 要望をお願いします。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の29ページから31ページ、3款1項1目 社会福祉事務一般経費か

ら9目 診療所事業費（一般会計負担分）について、ご質疑はありませんか。2番委員。

2番委員 ; 29ページの、特別障害者手当等給付事業として、特別障害者手当の給付と、あと、障害児福祉手当の支給とかありますけれども、金額として、2,400万円ほどありますけれども、これの対象者が何名ぐらいいますか。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。特別障害者手当等給付事業につきまして、この事業は、重度の障害のため在宅において、常時介護を必要とする20歳以上の障がい者の方に、月額2万7,200円、それから、20歳未満の障がい児に、月額1万4,790円を支給する経費であります。今のところ対象者につきましては、20歳以上の障がい者の方が、67人、20歳未満の障がい児が、20名となっております。

委員長 ; はい、他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 同じ29ページの、1項1目の福祉センター管理運営経費の部分でございますが、串原まで各福祉センターには、多分それぞれ、お風呂があるわけなんですけども、一例をとりますと、恵那市福祉センターの風呂はですね、男女別々にあったのが、1つが使えなくなった状態で、1つの風呂を兼用して、男女が時間で、交代で使っているような状態ですけども、それで、お風呂の機能が果たしているかっていうのと、利用率がどのぐらいかっていうのが、知りたいんですけど、その利用率に合わせて、他の福祉センターのお風呂の利用率の状況、あるいは、毎日お風呂を用意しているのかと、その状況を教えてください。

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。それでは、福祉センターの入浴施設の利用状況ということでお答えさせていただきます。まず、恵那市福祉センターでございますけれど、今年度2月までに利用された方は219名、岩村福祉センターは639名、明智の福祉センターは290名、串原の福祉センターは762名ということで、全体でいきますと、前年度よりも数字が伸びているかと思えます。

お風呂をご利用する方の特徴でございますけど、恵那の福祉センターにつきましては高齢の方、それから常連の方が多く、あと生活に困窮しており、自宅にお風呂の無い方がご利用になっているという状況です。岩村の福祉センターは、ご高齢の方が最も多く、それから、いきいき教室という介護予防事業の利用者もお風呂を使っていたいております。明智町の福祉センター、それから、串原につきましても、いきいき教室のご利用者がほとんどで、串原の福祉センターにつきましては、キャンプに訪れた

ときに、ささゆりの湯が休館日の利用が多いということになっております。以上でございます。

委員長 ; はい、5番委員。

5番委員 ; お聞きしまして、恵那のほうもですね、219名っていうような利用があるんですけど、たしか女性風呂かどっちかだったのですが、壊れた状態のままずっと据え置くのか、ある程度、福祉センターの機能を果たしていくならば、そこら辺の修繕はどうするかという、その方向付けっていうのは、どのように考えているかお聞きしたいんですけど。

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。恵那の福祉センターにつきましては、1つ、浴槽故障しております、1つの浴槽で、男女入れ替えで行っております。

なお、明智の福祉センターも浴室を1つで運用して、これも男女入れ替え制で行っております。修繕等々につきましては、利用状況とか施設の状況を見ながら、皆さんの意見を聞いて、これから検討していきたいと思いますが、最近先ほど言いましたように、いきいき教室等、介護予防事業で、利用者が増えとることを考えますと、市としても利用促進のほうを図るため、いろいろな事業を実施していきたい、そういうふうに思っております

委員長 ; 他にありませんか。1番委員。

1番委員 ; 31ページの、認知症予防事業で、明智回想法センターの利用状況や実績、あと、この事業効果、市としてどういうふうに事業効果を考えているのか。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい、利用状況につきましては、手元の資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

また、今後の運営につきましては、回想法というのは一つの手法でございますけれども、回想法センターを利用することによって、より効果的な事業ができると考えておりますので、継続して実施していきたいと思っております。以上でございます。

委員長 ; 1番委員。

1番委員 ; その実績なんかは、またデータでいただけるのでしょうか。

(マイクオフ：はい。と発言する者あり)

委員長 ; 他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; はい。30ページの、障がい者地域生活支援事業として、扶助費として、4,800万円ほどありますけれども、各事業が、4点、5点ほどありますけれども、ちょっとこの内容を教えてください。

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。障がい者地域生活支援事業につきましては、地域の中で自立した日常生活を安心して営むことができるよう、生活に密着した、サービスを給付する経費でございまして、例えば手話通訳者の派遣や、各種の相談事業、それから障がい者ニーズの多様化に伴い高度で専門的な相談支援を行う、基幹相談支援センターの経費等でございます。また、日常生活用具の給付や、日中一時支援等の経費を計上させていただいております。

扶助費のほうですけど、特に利用が多いものですが、日常生活用具の給付事業ということで、障がい者の生活に必要な用具の消耗品の提供ということで、ほとんどが排せつ管理支援用具ってということで、ストマとか紙おむつの給付を行っております。今年度の計上金額は、この事業につきましては1,695万2,000円をお願いするところでございます。

あと、最近、特にサービスが増えてきているものにつきましては、訪問入浴サービス事業となりまして、介護している人が高齢で、入浴介助ができなくなったことで、自宅で入浴ができないことが原因で、最近増えております。この事業につきましては、713万3,000円、今年度計上させていただきまして、前年度当初と比べると、119万3,000円の増額となっております。以上です。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; すみません。先ほど、1番議員からご質問がありました、認知症予防事業費の明智回想法センターの利用実績でございますが、平成30年度は、3,651人のご利用でございました。以上でございます。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; それでは、次に、予算資料の31ページから33ページ、3款2項1目 児童福祉事務一般経費から3款5項1目 国民年金事務一般経費についての、ご質疑はありませんか。はい、1番委員。

1番委員 ; 32ページの、放課後児童対策事業費で、各クラブの委託料の内訳と、あと、以前一般質問で質問させていただいたんですが、サービスの目ぞろいというか、標準化というか、そういうものは協議会なり、連絡会の中で考えていくってような回答があったんですけど、その後の状況、あと聞くところによりますと、指導員の方の時給がまちまちだというのはちょっと聞きますけど、この辺の考えをどういうふうに思っているのか教えてください。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長; はい。まず、各クラブの委託料についてですけれども、こちらにつきましては、まず、大井小学校区の第1クラブが1,142万7,000円、第2クラブが934万3,000円、第3クラブが923万円。次に、大井第二小学校区の第1クラブが1,088万円、第2クラブが1,085万2,000円。長島小学校区の第1クラブが1,092万7,000円、第2クラブが991万9,000円、第3クラブが766万4,000円。東野小学校区のクラブが891万9,000円。三郷小学校区のクラブが421万6,000円。武並小学校区のクラブが529万8,000円。恵那北小学校区のクラブが378万8,000円。中野方小学校区のクラブが362万1,000円。飯地小学校区のクラブが337万2,000円。岩邑小学校区では、第1クラブが761万3,000円、第2クラブが780万1,000円。山岡小学校区のクラブが958万9,000円。明智小学校区のクラブは第1クラブが963万500円、第2クラブが917万1,500円、第3クラブが707万1,500円。上矢作小学校区が592万9,000円ということになっております。あと、串原小学校区につきましては、季節学童ということで、夏休み期間中ということで、28万8,500円というような内訳でございます。

各クラブのサービスのあり方ということですが、こちらについては、放課後児童クラブの連絡会ですが、こういったところで、情報交換等を行っておりますけれども、ただ、サービスの受け入れにつきましては、障がい児の受け入れ態勢があるかどうか、あと、小規模クラブ等におきましては、開所時間について、例えば、18時30分を超えて19時まで出来るような体制であるとか、そういった必要性があるかというような状況もありますので、なかなかその、全部が全部同じようにというところはいきませんけれども、なるべくそのクラブに合ったような、サービスのあり方については、今後も情報共有を図りながら、そのクラブに合ったサービスが出来るようにしてまいりたいと思っております。

それから、時給の単価でございますけれども、こちらについては特に指導員については900円あるいは、1,000円というような今状況がございます。その他にもまだ、補助員ですとか、そういったところの単価もございますけれども、こちら放課後児童クラブの連絡会等において、情報共有を図りながら、特に時給単価については各クラブが同じような条件の基で働いているということもございますので、こちらは、できるだけ統一に向けて速やかに努力をしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 ; 他にありませんか。1番委員。

1番委員 ; 委託費の、今の内訳については、良ければデータで、紙でも結構なのでいただけると

ありがたいです。あと、やっぱり時給単価は、同じ内容の活動をされるんで、できる限り同じにさせていただくことが必要かなと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 ; 要望でよろしいですか。

1 番委員 ; はい。

委員長 ; 他にありませんか。3 番委員。

3 番委員 : はい。すいません。いま1 番委員が放課後児童クラブのことを言われたので、幾つか質問ありますけど、関連ということになります。

子ども・子育て会議、いつも計画の推進ということでやっていただく中では、先ほど、支援員の統一的な時給ということも言われたんですけども、会議の中では、待遇改善は人手不足によるもので、ということで以前から出ております。そういう処遇改善について、市として今までどういった取り組みしているのか、教えていただきたいということです。まず、お願いします。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 処遇改善につきましては、まず、補助金制度としまして、放課後児童支援員等処遇改善事業というものと、それから、研修ですが、こういったものを受けていただくと、該当となります。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業というものがございます。こういった事業も活用しながら、各クラブの指導員の方々の処遇改善に努めているところでございます。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; 市としては、そういった補助金を使いながら、処遇改善に努めていただいているという現状があるんですけど、先ほど、900 円から 1,000 円というふうに言われましたよね、時給的に。お仕事の中身を見ると、会計年度職員パートタイマー制度は、4 月から今度できます。そうした場合に、例えば、教育委員会の中での学習支援員さんも、そういった方に該当する人もいると思います。そういった方は、職員と同じような、処遇に近い、ただ、近いと言っても、幅があるんですけども、ボーナスが出る、手当が出るとか、休みのことも改善されてきました。もちろん、これは人件費も要するということなんですけども、同じようなやっぱり働きをしている方たちだと思うんです、学童の方も。今ですね、本当子どもたちの居場所づくりということで、人手が求められている中でこういった、コロナウイルス感染対策の中でも、本当に積極的に動いてくださるってことを考えたら、やはり県の補助とか、当然それを使いながらも、市として、そういった子育て人材確保策として、考えていっていただきたいと思うんです。

けど。そういったことが、今すぐできるとは思いませんが、改善策っていうものはないんでしょうか。その子育て支援課としての見解でいいです。お願いします。

委員長 ; はい、子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。各クラブの指導員さんの待遇につきましては、基本的には、先ほど申し上げたように、委託料をお支払いしておるわけですので、その中で対応していただくということになります。ただ、過去からいろんな待遇面っていうのは言われてきておりますので、先ほど申し上げましたような、キャリアアップとか処遇改善等の制度もできてきておりますので、そういうものを活用しながら図ってっておりますし、先ほど申し上げた時給単価の方は、パート的な働き方をしてみえる方であって、その他にも常勤で勤めてみえる方も、クラブには見えるわけですが、そういった方は当然、月給制といたしますか、そういった給料の支払い方になっておりますし、クラブの運営の中で期末手当といたしますか、そういったものの手当も支給されておるという状況でございますので、こちらとしましては、きちっと、キャリアアップとか研修の受講等に応じて、指導員さん方の処遇を改善していただくようには、指導をしてまいりたいと思っております。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; そうしましたら、今の時点では、市の単費まで使って、改善策を練るといようなことは、今は考えてないと、いうことでよろしいですか。

委員長 ; はい、子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 単費と言いますか、その委託料は基準がありますので、そういったところで、それぞれの開所時間であったりとか、受け入れの体制に応じて、お支払いをしますので、委託料の中で、できるだけ対応していただけるようにしていただきたいということでございます。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; はい。次の項目に行きます。子ども・子育て支援事業費の中で、計画づくりをしています。3月に策定するということだと思っておりますが、その中で、新規事業として、公園づくりについて、公園と遊具の整備を検討します。そういった事業の項目が起こされたと思います。これについて、今回、新年度の新規事業として、中央公園の整備というのが出てまいりましたけど、これについては、都市住宅課でやっていくことなのか、計画の中では、企画課と子育て支援課と都市住宅課と、3課合同でやってくっついても出ておりましたが、ちょっとその中央公園と、計画の事業との絡みというか、つ

ながりについて教えてもらいたいです。

委員長 ; 所管がちょっと違うと思いますので、答弁できるならいいですけど。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい、市長。

市長 ; 子育てしやすい公園づくりということで、市民アンケートでは、公園に対するリクエストがかなり多かったので、今回これをやろう。ということにしました。

具体的には、中央公園をベースにしまして、あそこはかなり年数が経ってますので、ここを新たにリニューアルする前提で、いま話を進めていただくようにしています。

設計もしくは、どういう公園にするか。と、いうことに関しては、子育てをしていらっしゃる団体の皆様からも意見を聞いて、設計そのものは建設部で行うという予定でございます。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; 本当に公園については、色んなアンケートで自由意見が出ておりました。

今回、令和2年度から取り組むということで、期待をしておりますが、多分ですね、公園の中には、1カ所のみのものでなくて、もっと身近な所に遊具があると。そう言ったことも、要望がございました。

私も、この恵那市すごく全域広いですし、中央公園で市内1カ所、いいと思うんですけども、実はもうちょっと、ほんと自治会の、集会場の隣にあるとか、いろいろ今あると思います。それ子育ての管轄じゃないんですけど、そういったこともその検討委員会の中で、話されるといいのかなというふうに期待をしているんですけど。その辺の事務局サイドからの呼びかけとか、市長あるんでしょうか。

委員長 ; はい、市長。

市長 ; 今回に関しては、中央公園の設計をベースに考えていくということでございますし、2つ目、3つ目ではなくて、まず1つ使っていただく。ということが大事だというふうに思っています。

委員長 ; はい、他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; 33ページの、生活保護費で、対象者が100人弱とは思いますが、これ、最大の支給額とか、外国人の方もみえるのか、その辺を教えてください。

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; それでは、生活保護の現状ということで、令和2年2月1日現在の状況です。

現在は85世帯、94名の方がみえます。年齢層につきましては、高齢化率が64.9%ということでございます。ここ数年、人数は95人前後で推移しており、その内6割以

上の方が高齢者という状況です。

あと、世帯累計につきましては、高齢者世帯が64%、障がい者の世帯が15%、傷病の世帯が18%となっております。

生活保護はどんなケースかという、どういった方が生活保護になるかということですが、本年度につきましては、精神疾患による就労困難者の増加、それから、脳疾患による機能障害のため就労困難になったり、後は生活困窮ということで、浪費癖等々の原因で生活保護になったという事案がありました。以上でございます。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; 外国人の方は見えません。

委員長 ; はい、2番委員。

2番委員 ; いま保護を受けてる方で、金額の一番高い人は幾らほどですか。

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; それは、個々の人の扶助費で一番多い方ってということですか。それは手元に資料がありませんので。

扶助費の中では基本的に、医療扶助が圧倒的に多くて、病院へ入院している方とかってということで、

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; いま、金額が分からないということですね、手元では。また後で報告をお願いします。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; 今手元にないので、後ほど報告させていただきます。

委員長 ; はい、お願いします。他にありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ; 32ページになると思うんですけど、障がい児通所支援給付費の、放課後等デイサービスについてですが、今ですねちょっと恵那市のホームページで確認すると市内に6件ある状況です。大井に2件、長島に1件、岩村に2件、山岡に1件、そういう状況にあると思いますが、次の年度については、この現状のままなのか、何か新しい見通しがあるのか、教えてください。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい、今現在聞いておるところでは、現状のままいくということですよ。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; 以前ですね、今現在じゃなくて、1年ぐらい前の話です。大井のそういった放課後等

デイサービスに、明智の方から来ているお子さんがいらっしゃいました。

定員が空いてるからということではいらっしゃってたんですが、なかなか遠いところ、大変かなと、いう話を聞いておりましたけども、恵那市全域考えたら、移動のことを考えたら、もう少し、南部の方に有ったほうがいいのではないかなというふうに思いましたけど。そういった、参入を促すってということではないですが、情報があつたら、積極的に教えていただきたいし、以前ですね、明智の旧吉田小学校で、介護施設に売却しましたよね。その施設については、介護サービスやるということでしたけども、ああいう所でもですね、放課後等デイサービスなんかやっていたらと、いうふうに思いますが、そちらの情報は今持ってないのでしょうか。

委員長 ; はい、子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。旧吉田小学校の施設でというところの、いま、そういうことをやりたいというお話は承っておりますけども、それをいつからということについては、まだはっきりした情報というのは入ってきておりませんし、それから、南部につきましては一応、おひさまですけれども、こちらでも放課後児童デイというものは取り扱っておりますので、そちらを利用していただくように、また、情報提供していきたいと思えます。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; それでは、次に予算資料の33ページから35ページ、4款1項2目 保健センター一般経費から8目 地域医療確保対策事業費についての、ご質疑はありませんか。

はい、3番委員。

3番委員 ; 34ページの、予防接種事業費のところですかね、現在の新型コロナウイルス対策ということで、3月中には収束はちょっと無理かなという状況で、次年度に向けても、やっていくことだと思うんですけど。今恵那市では、対策本部というのは、これから作っていくのか、行かないのかっていうところを、まず確認をしたいです。

委員長 ; 健幸推進課長。

健幸推進課長 ; 対策本部というのは、新型インフルエンザ等が発生したときには、国のほうが対策本部を立ち上げ、それに連れて恵那市のほうも対策本部を立ち上げるということで、条例でも設定しておりますが、今回の新型コロナウイルスについては、特措法の対象にはならないという形になっておりまして、国とか県は、特別にまた条例を作りまして対策本部を立ち上げているんですが、恵那市のほうでは、まだそのようなことは考えておりません。ただ庁内の中の、部長とか上層部の方に集まっていたらという形で、現在のところは進めているような状況です。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 情報共有会議を進めていただくのはお願いしたいことなんですけど。実は恵那市民の人からもいろいろ、ティッシュとかトイレットペーパーが無い。という話から、やっというんなところで、市のほうもちゃんとSNSでは発信してくれましたし、音声告知でも、正しい情報かどうかをしっかりと見極めてください。ということで、声をかけてくださいました。

そういった情報発信がすごく大事で、しかも正しい情報っていうのをやっぱり流しただけのことが大事かと思うんですけど、これは、市だけがやることじゃないかもしれない。市民も、気をつけてそういうデマに惑わされないということが大事だと思うんですけども。そういった情報発信なんかは、これから、もうちょっとこまめに、タイムリーにやっていただきたいと思いますが、それは共有会議の中で決定されるということでしょうか。

委員長 ; はい、健幸推進課長。

健幸推進課長 ; はい。随時会議を開いていただいて、担当のところで、精いっぱい努力をしているような状況ですが、日々刻々と情報のほうが変わってきますので、会議を待たずに、連絡し合いながら発信できる場所で、なるべく早く市民の方には情報をお伝えしていくということで、今後も努力していきたいと思っております。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、予算資料の9ページ、債務負担行為(現年度議決分)所管部分について、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の10ページから11ページ、地方債の状況(一般会計分)所管部分について、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の12ページ、13ページ、基金の状況(一般会計分)所管部分について、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書及び説明書の6ページから9ページ、第1表 歳入歳出予算 所管部分について、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書及び説明書の13ページから15ページ、歳入歳出予算事項別明細書 所

管部分について、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; そのほか全体をとおして、所管部分についてのご質疑はありませんか。

はい、3番委員。

3番委員 ; 35ページの、健幸まちづくり事業費ですが、まきがね公園でやってる、年に1回の健康フェスタについてお尋ねしますが、あそこは市民が本当に、お金かけずに、色々な検査するような、脳トレとかいろいろあります。私は骨密度っていうか、骨の計測するところに、去年行ったんですけども、計測値が80歳ですとか、80何歳とか出たんです。で、その中身、データっていうのがちょっとどうかなと思って、すごい心配になって、お医者さん行ったら、年相応ですよと、整形では言われました。やっぱり、あそこでやるのは、ちょっとですね精査できている情報なのかなっていうのが心配です。なので、少しそういった課題なんかは無いかなというふうに思っていますが、そちらの認識としてはどうですか。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

だから、あえてそういうふうをしているのかなとか、思っちゃったんですけど。そんな事は無いですね。

委員長 ; はい、健幸推進課長。

健幸推進課長 ; はい。ああいうような場所でやる検査方法については、とにかく大勢、短時間でやっていただくということで、超音波を使われたりと、骨密度検査というのはいろんな方法がありまして、簡易なものを使用しております。で、やはりしっかり調べようと思いますと、整形外科のようなしっかりした所で時間をかけて、レントゲン検査とか、していただく必要があるかとは思いますが、イベントで実施しておりますので、多少誤差は出てくるかと思いますが、健康相談コーナーのような所もございますので、不安だったらまずそちらのほうで、相談に寄っていただけるとありがたいというふうに思っております。

委員長 ; はい、3番委員

3番委員 ; 私だけじゃなくて、何人かそういった方がいらっしゃいまして、その辺のことはコーナーにきちっと、そんなようなこともあります。ぐらいいいことは、やっぱり、普通の市民が行ったらちょっと驚きますよね、そういう結果を見ると。なので、少しは、コーナーのやり方については、検討していただけないかと思いますが。

委員長 ; はい、健幸推進課長。

健幸推進課長 ; やはり、何人かはそういうふうに不安を訴えられる方もみえますが、一応、コーナー

を担当している、担当者のほうから説明はさせていただいているかとは思いますが、十分行き届いていないところもあったかもしれませんので、今後はまた、担当者のほうにはそちらのほうのことも、注意をしていただくように、徹底していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 社会福祉課長、まだですね。データが出るまで暫時休憩とします。

(暫時休憩 午前 10 時 28 分)

(再 開 午前 10 時 40 分)

委員長 ; お揃いでございますので、会議を再開いたします。

社会福祉課長から答弁をお願いします。

社会福祉課長 ; 大変申し訳ございません。生活保護の扶助費について、基準額ってということでお答えさせていただきます。

1人暮らしで40歳の場合は、生活扶助額は月6万8,220円、65歳の場合は6万7,180円、75歳の場合は6万3,190円ということで、これに障害や世帯人数等により加算額が上乘せになっていきます。最も高い2人世帯で、母子家庭、例えば子どもが高校生の場合は、生活扶助費は月額15万9,460円、そのような金額となっております。

医療扶助につきましては、掛った実費ということで分かりませんが、仮に今年度予算で計上している金額が、1億2,600万円ということで、扶助費全体の60.2%に相当します。この1億2,600万円を、現在の保護人数で割ると、およそ130万円ぐらいということですが、病気については個々の状況がありますので、平均ということで回答させていただきます。

以上です。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第38号 令和2年度恵那市一般会計予算(歳入歳出所管部分)」は、原案のと

おり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第38号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、特別会計・企業会計に移ります。

「議第39号 令和2年度恵那市国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。予算資料の54ページから58ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。3番委員。

3番委員 ; はい。54ページをお願いします。まず国民健康保険料についてですが、今現在の国民健康保険基金額はどのぐらいあるか、教えてください。そして、その基金の令和2年度の使い道について、分かっていたら教えてください。こういったこと。とか、予定していることでよろしいです。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; すいません、最初の質問の保険料は幾らあるかっていうのは、それはどういった範囲の話でしょうか、ちょっと。答えが出しにくいのです。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; ごめんなさい、国民健康保険料についてではなくて、国民健康保険についての基金ということで、言い直します。基金の額、どのような使い道に充てるか。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。国民健康保険基金でございます。令和元年度末の見込みが、8億3,000万円ほどになっております。これに対しまして、今回当初予算では、この国民健康保険事業特別会計に充当させていただくことを踏まえまして、令和2年度末の残高見込みは、7億9,900万円ほど、このように見込んでおります。これは、予算計上させていただいております数字です。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; 使い道といたしましては、この国民健康保険事業特別会計全体の歳入歳出を見た中で、基金の充当をして運営をしていくということになりますので、保険料であったり、国保納付金であったり、そちらのほうへの使う道となるものでございます。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; 恵那市は基金が、現在のところは多いというふうに言われておりますけど、運営協議会の中でも、昨年度ですね、こういった事業に使ったらいいとか、国民健康保険料の、軽減についてとか、意見が出ていたと思うんですけども、ちょっと運営協議会の意見を、聞かせください。どういう認識で聞いておられたか。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。国民健康保険運営協議会では、基金の使い方、意見とかどういうことが考えられるのだろうかというのを、意見交換をさせていただきました。

中には、保健事業、これにももう少し努力して、必要な部分を基金から充当してもいいんじゃないか、というような意見は伺っております。主な意見としてはそのような意見でございます。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; そうしましたら、現時点では市としての考え方ですが、運営協議会に出された保険事業に、新たな事業に充当していくのみなのか、国保料が上がらないように市民の皆さんもそういう願っていると思うんですが、その辺の金額に対しては、基金を使っていくのか。少し考えが今あれば教えてください。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。今年度の国民健康保険の事業といたしまして、基本的なところは国民健康保険の皆様からいただける保険料を、前年度の保険料率並みを見込んで予算編成をさせていただいております。結果的に前年比では、マイナスの予算になっておるかと思いません。

これは、国保が県単位化ということになりまして、県全体での財政運営のための国保の納付金、これ県に納める納付金でございますが、これが前年度より引き下がってきておるということと、あと、保険者努力支援制度などによって、市独自の努力によって、交付される特別交付金の充当ができるという中で、個々の事業全体をここの特徴として捉えております。その中で、市として独自にできることはじゃあ何か。というところでございますが、やっぱり健康増進活動、保健事業かと思えます。そちらのほうには力を注いでいながら、国保運営を携わっていきたいと考えております。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; 努力支援制度なんかでもできまして、市も頑張ってみえるし、市民としても国保の会員としても、そういうのに大いに協力していくというふう呼びかけはしていくと思いますが、私もそうですが、そういった時に、やっぱりそういった努力もしながらしていると。ですから、国民健康保険料についても、頑張って、据え置きしましょうと

か、そういったところも、ぜひ考えていただきたいと思います。これは要望です。

委員長 ; はい、要望をお願いします。はい、3番委員。

3番委員 ; 先ほど、課長のほうが努力支援制度ということで、次の年度は、どれぐらいですかね、予算書見たら、1,700万円見込みますということでした。先ほど補正の時も聞きましたが、幾つかポイントが高かったところがございますが、それは継続していかれると思いますけど、新たに加点が変わってくるっていうところもあったかと思います。その、変わったところに対しての、市としての取り組み、今こういったことを考えているとか、あればお聞かせください。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。保険者努力支援制度、これ毎年、評価をする中での配点は、毎年変わってきてございます。傾向としましては、やはり健康増進の分野の特定健診の受診率、こちらに対する配点は毎年変動しております。ですので、そこに対する努力は引き続き必要かなというふうに考えております。

恵那市の受診率は、平成30年度43.9%で、県下の21市の中でも第8位ということで、県の平均より上回る状況で実施させていただいておりますが、更なる向上が必要かというふうに考えております。その中で、どんな取り組みが一番求められるかという中では、やはり受診をされない方に、何とか受診をしていただきたいと。いうことで、効果的に受診をお願いするような、案内文書等が必要かなと思っております。春から実施ができるわけですが、夏、秋、良いタイミングで、その人に合った内容で、心に響くような、内容の案内を送りたいというふうに考えておるのが一つでございます。

もう一つが、どうしてもやはり治療中の患者の皆さんは、特定健診に行けないよ。というお声がある中で、医療機関に受診している中での、常日頃の検査項目が、特定健診の内容に匹敵する内容がある方々は、情報提供事業というものもございます。

これは、医師会との連携で成り立つものでありますけれども、これ平成30年度から始めさせていただきまして、今年度も徐々に提供者が増えているという状況ではございますが、また、来年度も医療機関との十分な理解とご協力によって、更に件数を増やして、これも特定健診の受診者として、カウントできるように取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; 特定健診の受診率を高めるということは第一だ。ということを抑られたので、取り組みとしては、効果的なタイミングで、中身の文書を考えるということです。これは、

予算もそう掛からんことだと思いますし、やってみるといいと思うんですが、世代別、特に私も議会の質問で言っているのは、30代、40代、特に病気に罹ってほしくない世代に来ていただくためには、心に響くっていうふうに言われましましたけど、そういう世代別の中身、内容は考えているのかどうか、そこら辺まで。どうでしょうか。

委員長 ; 保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。40歳から59歳の層の受診率は全体の3割弱でございます。

これは全国的に見ても、同じように低い傾向でございます。ですので、どこの保険者としましても、頭を抱えているところではございますが、それに対して、今仰ったように、それぞれの年代の、それぞれの人に合ったようなものを把握して、的確な案内ができれば、一つまず効果も上がるんじゃないかなというふうには思うところでございます。その辺の分析、どこまでできるか。ということになろうかと思っております。その辺のところは少し努力をしながら、考えていきたいと思っておりますので、どこまで分析が可能かどうかは、いろんな個々のデータもございます。その辺を考えながら、いい方向に、できるように取り組んでいきたいと思っております。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第39号 令和2年度恵那市国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第39号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第40号 令和2年度恵那市介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。予算資料の59ページから63ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。1番委員。

1番委員 ; 62ページの、地域包括支援センター事業費についてですが、4月から恵南地域包括支援センター、そして、笠周高齢者相談窓口が設置されるっていうふう聞いていますが、これは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制として、子どもから障

がい者までを対象として考えてみえるのか。教えてください。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。基本的には、高齢者の総合相談という形で考えておりますが、ただ、現在でも、子育て、子どもの相談ですとか、障がい者の相談がございますので、ご相談がありましたら、直ぐ担当課に引き続くようにしております。以上でございます。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 今これ、介護保険事業の中に設けられた予算となっていますけど、やっぱり全国的にも例えば、8050 問題だとか、世帯として問題を抱える家庭というのはあるので、できれば今後、高齢福祉課という考え方じゃなくて、恵那市の福祉事務所ってような考え方で、包括支援センターというのを考えていただけると。ということを思っていますので、一度ご検討いただければと思います。要望です。

委員長 ; 要望でお願いいたします。

委員長 ; 他にありませんか。3 番委員

3 番委員 ; はい。今のですね、地域包括支援センターの体制の充実について、別の視点でお願いします。

南部の方で、まずオープンするということは、これは、安心できる体制づくりの、1 つということで、期待しているんですけども、それこそ、地域包括支援センターを核として、その地域のやっぱ包括的な、それこそ、民生委員さん達とのかかわりだとか、その地域の事業所のかかわりとか、いろいろ取り組まれていくことを期待しているんですけど、まず、地域の民生委員さんとかかわりについて、現在も地域包括支援センターと、民生委員さんとの協議の場というようなのが、あるのかないのか、教えてもらいたいです。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。地域包括支援センターは、地区の担当制を設けておまして、毎月、各地域の民生委員さんの会議に毎回出席させていただいて、情報交換を行っております。相談があれば、直ぐ対応するようにいたしております。以上です。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; そうしますと、南部のほうにできた。と、いうことで、その場所で、その担当者の方と会議を持っているのか、そういう、今と同じ体制で引き続きやるということと理解していいですか。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。現在南部地域には、3 名の職員を配置する予定です。そちらは、それぞれの専

門職種、保健師、主任ケアマネ、社会福祉士、それぞれの専門職員を配置する予定です。地区の担当はございますけれども、基本的にはこの3職種、1チームという考え方で動いておりますので、それぞれの地域から出た情報を、この1チームで考えて、支援を行っていくってことです。以上です。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; もう一回、確認ですけど、そこの地域の民生委員さんとは、定期的な情報交換ができるということでしょうか。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。定期的に、もちろん、随時も受け付けております。以上でございます。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; あとですね、ケアマネ連絡会っていうのを、今は市役所の中で、本庁の中でやっていたと思うんですけども、そういった連絡会については、どういった体制になるんですか。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。今までも包括支援センター職員も全員出席するようにしておりますので、引き続き同様に行っていきます。以上です。

委員長 ; はい、他にありませんか。3番委員。

3番委員 ; 特に南地域のほうは、介護予防の集いの場は、明智なんかすごく盛んですよね。そういった所の、サロンとか集いの場の人の声も、そちらが訪問して、サロン出向いたりとかしていただけると、これも今まで通りなのか、充実できるのか。教えてください。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。現在もサロンのほうに出向きまして、皆様のご意見を聞いたり、指導を行っておりますので、引き続き行わせていただきます。以上です。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 最後です。今7人の方達が本庁にいます。それで分散して、1つは相談窓口ということで月1回ですね、笠周のほうは、3人の方は山岡に行かれるということで、本庁の体制については、残りの4人ですかね。の方でやるということなので、職員が本庁は減ります。その減った分の体制は十分なのかと、いうことですが。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。まず、現在の職員体制ですけども、事務職員を含めて10名おります。そのうち3名が恵南へ行きまして、7名がこちらの市役所に残るといった形になります。来年度につきましては引き続き、そういう体制でできればと思っております。以上で

ございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第40号 令和2年度恵那市介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第40号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第43号 令和2年度恵那市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。予算資料の68ページ、69ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第43号 令和2年度恵那市後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第43号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第46号 令和2年度恵那市病院事業会計予算」を議題といたします。予算資料の77ページから79ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第46号 令和2年度恵那市病院事業会計予算」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第46号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第47号 令和2年度恵那市国民健康保険診療所事業会計予算」を議題といたします。予算資料の80ページから82ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第47号 令和2年度恵那市国民健康保険診療所事業会計予算」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第47号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和2年第1回市民福祉委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午前11時03分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 柘 植 孝 彦